

# 一般会計決算審査特別委員会会議録

日 時 平成27年9月2日(水)

午前9時開会

場 所 役場4階 大会議室

1. 出席者 委員長 齋藤永 副委員長 鍵和田貴実代  
委 員 中野博 飯田一 利根川茂 小澤啓司 石内浩 鈴木眞徳 寺嶋正  
大館秀孝  
オブザーバー 菅谷一夫議長
2. 欠席者 委 員 廣瀬幸男
3. 説明者 執行側 町長・教育長・会計管理者・参事兼総務課長・安全防災担当課長・政策  
推進課長・定住少子化担当室長・税務課長・参事兼町民課長・子育て健  
康課長・福祉課長・参事兼観光経済課長・環境上下水道課長・まちづく  
り課長・教育課長・議会事務局長・各課長補佐・係長
4. 議 題 認定第1号 平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定について
5. 審議の内容

委 員 長 おはようございます。議員各位には定刻までに御参集いただき、ありがと  
うございます。定刻でございますので、ただいまより平成26年度松田町一般  
会計決算審査特別委員会を開催いたします。 (9時00分)

一般会計決算審査特別委員会の委員長を務めます齋藤です。副委員長は鍵  
和田委員が務めます。

副 委 員 長 鍵和田です。よろしくお願いいたします。

委 員 長 よろしく申し上げます。これ以降座らせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

報告いたします。廣瀬議員より第3回議会定例会は体調不良のため欠席  
届が提出されていますので、報告します。

本日の一般会計決算審査特別委員会は、委員11名中10人出席です。議長は  
オブザーバーとして御出席していただいております。このメンバーで本日は  
一日進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、総務課長補佐は選挙管理委員会出席のため、おくれて入室することを許可いたしましたので御承知ください。

報告いたします。遠藤代表監査委員が、この特別委員会の傍聴が希望がありましたので、許可いたしましたので御承知おきください。なお、議会事務局より写真撮影の申し出があり、許可をいたしましたので、あわせて御承知おき願います。

まず、町長並びに議長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長 改めまして、皆さんおはようございます。本日は足元の悪い中、平成26年度一般会計決算審査特別委員会に、議員各位におかれましては本当に公私ともに御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。26年度の予算ということで、の決算ということで、私が就任をして一から十までではありませんけれども、組ませていただいた審査についての決算ということで、よろしく願いしたいと思います。

さて、先日、ちょっと行政報告でもお話をさせていただいた件で御報告をさせていただきます。9月1日付で、障害をお持ちの方を2名採用させていただきました。合計今、3名ということでスタートをさせていただきましたので御報告いたします。これは前に職員の方でいらっしゃった田代さん以来ですかね、3名というところでいうと随分前からなるんでしょうけれども、ようやく議員の皆様からいろいろ御指摘をいただきながら、いろいろ探してきましたけれども、なかなかそれが実現しなかったと。ようやくここで実現できましたので、この2名の方々につきましては、今後も我々職員で温かく見守りながらですね、一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、御報告申し上げます。

本日の決算委員会につきましては、係長以上の職員で対応させていただき、私、町長ということで参加させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。きょうはよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。続きまして菅谷議長、お願いいたします。

議 長 皆さん、おはようございます。本山町政になって初めての決算でございます。皆様方には十二分な御審査をお願いするとともに、もうこの十何年、予算の各別の各項目のですね、各項目の割り振りは全然変わってない。じゃあどうするんだというところまで、できますれば突っ込んで審査をしていただければ幸せかなというふうに感じております。ぜひ、皆様方の鋭い、また大変貴重なる御意見等、またお伺いしていきたいと思っております。それが町の発展につながると思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

委 員 長 ありがとうございます。町長におかれましては、教育長以下の職員に任せるといって…いていただけるんですか。それではよろしく願いいたします。

それではお諮りいたします。審査方法についてどなたか御意見お持ちの方おられますか。

利 根 川 委 員 審査方法につきましては、歳入は一括でお願いします。歳出は款別で。簡単明瞭に進めていただきたいと思っております。以上です。

委 員 長 今、4番議員から歳入は一括で、ほかのものは款別ということで提案出ましたけれども、ほかにはございませんか。

寺 嶋 委 員 歳入は一括でよろしいと思っております。歳出は款の幾つか複数の項目で区切って、もし委員長の家がありましたら、よろしく願いしたいと思っております。

委 員 長 今、10番から歳入は一括で、その他は幾つかの款別をまとめてということで御提案がございました。ほかにはございませんか。

利 根 川 委 員 もうここにいる11名の議長を除いて10名の議員はですね、質問するところはですね、みんなチェックしてきてるわけですから、款で委員長が指示していただければですね、我々のほうは質問すべき事項は全部把握してますので、そこで間髪を入れず質疑に入りますから、別に項まで追っていかなくたっていいと思うんですけども。ほかの委員の人に諮っていただきたいと思っておりますけど。

委 員 長 今、4番議員の御意見ございました。いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

よろしいですか。それでは、通年、例年に倣い進めていきたいと思っております

けれども、議員各位には御承知のことだと思っておりますけれども、歳入は一括ということで進めていきたいと思っております。歳出のほうはですね、4分割していきたいと思っておりますけれども、議会費・総務費で1つ。民生費・衛生費・農林水産業費で1つ。商工費・土木費・消防費で1つ。教育費・公債費・予備費で1つという形で、5項目に分けたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

その都度のページ発表でよろしいでしょうか。じゃあその都度ページ数発表いたしますので、そのように計らってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは歳入は一括、歳出は款別に審査をしていきます。

審査を始める前にですけれども、説明員の皆様をお願い申し上げます。答弁につきましては、係長を中心をお願いいたします。補足説明や係長の答弁が誤解を招く場合など、課長補佐または課長が答弁ないし修正をしてください。また、回答が難しい質問については、課長に答弁をお願いいたします。質問に対してハンドマイクを使用し、所属の部署名と名前を言ってから質問に明確に答えていただくようお願いいたします。款ごとに休憩をとりますので、担当した部分が終わった職員は退席していただいて結構です。なお、課長は最後まで残ってください。

各委員へお願いします。議事録の作成のため、発言の際には必ずマイクのスイッチを押していただき、氏名とページを言っていただき、その後の質問要旨ということでお願いいたします。効率よく進行するために、一問一答方式の質問は御遠慮いただき、質問につきましてはまとめて行ってください。具体的にはページと質問内容を次々に質問してください。職員は質問内容の順番に沿って次々と答えてください。

それでは、審査のほうに入っていきたいと思っております。まず歳入、20ページから45ページまでです。質問のある方は挙手をお願いいたします。

寺 嶋 委 員 21ページ、歳入からですけれども、町税の関係です。町税は前年度対比で1、400万円増となっておりますけれども、特に私が聞きたいのは、町民税が、

個人町民税が所得の…所得割の減少ということで減っております。そういう関係でですね、納税者人口の動態と、それから1人当たりの所得割所得の平均額が出ましたら、お知らせをしていただきたいと思います。

それから、固定資産税ですけれども、新築家屋の増加ということで、主にふえております。この件で新築家屋軒数の動態等をお知らせください。お聞きいたします。

それから、収納率についてですけれども、当該年度の収納率ということでは、98.3%ということで、ほとんど変わっておりません。最近では悪い傾向にあると思いますけれども、その収納率が上がらない要因等をお聞きしたいと思います。

次に未収金対策の取り組みについてお伺いいたします。分割納入とか、それから訪問またはそういうところの取り組みをされたということで、おおよそどのような取り組みをして、何件ぐらいのね、その滞納を、回収をしたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

委員長 よろしいですか、質問、以上ですか。

寺嶋委員 以上です。

委員長 はい、それではお願いします。

税務課課長補佐 寺嶋議員の御質問の、まず町民税の、個人の町民税でございますが、納税者の人数でございます。調定の人数でございますが、5,773名の個人住民税のほうは人数でございます。それが現年課税分でございます。昨年がですね、5,813です。約40名の減少となっております。続きまして1人当たりの税額ですけれども、調定ベースでいきますと約10万8,000円でございます。こちらのほうは、昨年の調定ベースが約10万8,600円ですので、若干少なくなっている状況でございます。25年度と26年度で大きく違うところがですね、退職所得に関しまして25年度は町民税で約900万を超える金額の収入がございました。26年度に関しましては334万200円ということで、大分こちらで減少しているものも一つ大きな要因になっているかと思われま。

続きまして固定資産税の回答に移らせていただきます。

税務課係長 家屋のですね、固定資産税の増につきましては、家屋の棟数がですね、25

年中に建ちました新築家屋の棟数60棟ございました。その結果ですね、滅失につきましては25年中は64棟あったわけですが、その分の新築家屋分について増となったわけでございます。参考にですね、ここ数年、新築家屋何棟くらい建ってるかと申し上げますと、25年の決算で64棟ほど、24年の決算で66棟ほど新築家屋が建っております。以上でございます。

税務課課長補佐　引き続きまして収納率の関係でございますけれども、町税全体といたしましては、25年度は96.02…ごめんなさい、間違えました。失礼いたしました。94.45、26年度が94.53と、若干ではございますが、増になっております。26年度につきましては、10月に機構改革がございまして、その機構改革によりまして税務住民課が税務課と町民課に分かれるということがございました。その際に収納係が廃止されたこともありました。11月以降にですね、県の派遣職員の協力を得られまして、1人、4カ月でしたけれども、派遣していただいたこともありまして、大分収納の体制としては、人数は減りましたが効率よく進めることができたのかなと認識しております。神奈川県含めまして、首都圏のほうで町民税の、個人の町民税に対しましては給与の特別徴収の徹底を図っていかうということで、特別徴収の推進ということで事業の展開を図っております。神奈川県内28年度の完全実施を目指しまして、こちらのほうで何とか徴収率を上げていかうという、そういった取り組みもしております。今後、より一層ですね、収納率を上げていくために、いろいろと対策をしていかうと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

収納対策といたしまして、昨年度、26年度の滞納処分の件数でございますが、国民健康保険も含めましての件数になりますけれども、54件。差し押さえ等の効果で収入した金額ですけれども、これも国民健康保険を含めての金額になってございますが、約1,200万の効果があったところでございます。以上でございます。

寺　嶋　委　員　　おおよそわかりましたけれども。ただ、まずは当該年度の収納率が、全体の収納率が26年度は町税に関しては94.5%というのは出てますけれども、そんなに回収率ではそんなふえてないんですよ。当該年度についてね、収納率が26年度が98.3%、さっき言いましたけれども。25年度が98.8%、24年が

98.4%ということで、その当該年度についてね、若干収納率が減ってるわけですよ。ですから、この要因と、やっぱり現年度というんですけれどもね、それに対してどのぐらいの督促、要するにこれで相当の督促を出しておると思いますけれども、それでは何件ぐらい督促状をね、出したのかということですよ。それって、当該年度収納率が上がらない、納めていただけない。要因としては確かに所得が減ってるから、納税者のもかなり大変だと思いますけど。そのことで、もしわかりましたら教えていただきたいということです。

それからですね、滞納…未収金対策ということで、一般会計それから国保会計とか、全部込みで54件とか62件の滞納処分をして1,200万円ほど回収されたというんですけれども、総体の件数というのは相当あられると思うんですよ。その総体の件数に対して60件とかということであれば、やっぱりそのものは回収する件数というのは氷山の一角といいますか、相当まだ、分母が相当大きいわけですから、この辺のことにに関して、わかっていたら再度質問をしたいと思います。

税務課課長補佐

まず督促の件数でございますけれども、督促状につきましては納期限後20日以内に全ての滞納されている方に発送しております。件数的にはちょっと資料的には今持っておりません。ですが、全ての方に発行はしております。その後、催告等をですね、現年に関しましては年に1回から2回、引き続き滞納している方には随時お送りしている状況でございます。

現年分の町民税が収納率が下がった経緯でございますけれども、一つ、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、退職所得の部分で、25年度に退職所得の部分が多かった、こちら100%の収納率でございますので、その部分で若干引き上げ、25年度が引き上がった形の部分はあるかと思っております。それと、退職が多かった部分もありまして、退職したことによって普通徴収に切り変わった方もございます。そちらの部分も多少なりとも影響しているのではないかと分析はしております。

寺 嶋 委 員

終わります。

委 員 長

よろしいですか。ほかに。

小 澤 委 員

1点、これは固定資産税の関係になると思いますけれども、課税保留分と

という言葉聞いたんですけども、これはこの松田町においてどれぐらいの金額になるんですか。あるいは件数としてどれぐらいあるんでしょうか。

税務課係長 課税保留につきましてはですね、今現在把握している件数、四、五件ほどございます。金額にしまして、今、手元に資料はございませんが、件数としては四、五件ということで把握しております。以上です。

小澤委員 これは固定資産税の関係だろうと思いますけども、これは多分、長期にわたってという意味だろうと思うんですけども、期間的にはどれぐらいの長さになってますか。

税務課係長 期間につきましては、一件一件事情が違いますためにですね、5年とかございまして、ちょっと一番長い年数というのは、ちょっと今、把握しておりませんが、一件一件事情が違うものですから、そういう状況になっております。以上です。

小澤委員 それに対する対策は。

税務課係長 町のほうとしましてはですね、保留につきましては、相続人が未確定または相続人が不明というところに対して保留をしております。その保留になってるところについてはですね、できる限り町のほうで戸籍を調べ上げて、2代、3代前の亡くなっている方のまま相続が行われていない状況ですとか、それですとか個人的な関係ですので、相続が進まない限り固定資産税の賦課もなかなか進まない状況にありますので、その辺につきましては問題が長くないようにですね、なるべく弁護士の先生と相談しながら対応していきたいと思います。以上です。

小澤委員 対応していきたいという話ですけども、現実には対応はされていないということですか。

税務課係長 実際にですね、難しい案件とかありまして、そういった案件については弁護士の先生と何度か相談をしているところでございます。以上です。

小澤委員 四、五件という話ですけどね、しかしこの金額も町の税収に上がってこななければいけないやつなので、確かに相続の関係で非常に難しい問題はあろうかと思いますが、やはり担当課としてこのことに対して解決していくような方向でやっていかなければいけないし、私はやっていただろうと思っ

ていたんですけれども。今のお話の中で具体的に、例えば今期そういう方に対して具体的な働きかけをしたとか、そういうような事実はありますか。

税 務 課 係 長 今期につきましても、弁護士の先生とですね、相談させていただいて、どういうふうに持っていったらいいかということですね、聞いているところでございます。

小 澤 委 員 そうじゃなくて、法律的な相続人がいるわけですから、そういうところへ具体的に働きかけをしているのかどうか。その辺を聞きます。

税 務 課 長 補足説明といたしましてですね、先ほど渋谷のほうから説明がありましたとおり、戸籍謄本を取り寄せたりとか、それに伴って住民票を取って、相続人の方の住所地等も調べて、わかった方については全ての方にそのお手紙等差し上げてるとか、相続人の方、一番近い方にはお話をして、相続してくれとか、代表者を決めてくれとかというお話はしているところではございますけれども、なかなか財産のものなので、なかなかそこが進まないというところが現状でございます。以上です。

小 澤 委 員 やはり、やっていきますよという話は、もう当然のことなんですけれども、やはりこれ今ですね、私どもの新松田自治会の中にも、そういった放棄地があって、木が伸びちゃってる、草が茂っちゃってる。この夏もヘビが出た、ハチが巣をつくるということで、誰もそこに手がつけられない。こういう問題、私、具体的に税務課に話をしに行ってますけれども、解決がされない。民地であるために町が手が出せない。周りの個人も手が出せない。そのままになってる。やはりそういうことをですね、やっぱり解決していただくのが町の仕事であろうと思いますのでね、そういった意味で、やはりこういった課税保留分があるということは、それを放棄しておく、その土地がそういうような雑木でいっぱいになっちゃいますのでね。そういうこともありますのでね、やはり、ぜひこれは早急に…早急にといいますか、地道にですね、やはり整理をしていっていただきたい。こういうことをお願いして終わります。

委 員 長 ほかにございますか、質問。

利 根 川 委 員 1点だけお伺いします。この決算書の中には具体的には出てこないんです

けれども、幼稚園、小学校、中学の給食原材料費を保護者が負担をしていると思います。それぞれの園とか学校で校長の範囲内で原材料費の購入をして、その支出をされてると思いますけれども、最近原材料費の負担にかかわる、保護者が負担…保護者が給食材料費として支払うわけですが、その辺の未納状況というのは把握されてますかね。

教育課課長補佐 小学校、中学校、幼稚園の未納状況なんですが、議員のおっしゃったとおり、私会計でございますが、教育のほうで補助金を出しておりますので把握しております。松田小学校で約50万円ぐらいなんですが、それにつきましては、就学援助費や児童手当の支給の際にですね、現金扱いにして支払いをして、順次整理をしております。松田中学校については、昨年度5,300円でしたが、これはもう整理をしております。寄小学校・中学校・幼稚園につきましては、集金ということで、少ない件数ですので地区で集めております。滞納状況はございません。

未納対策ということで、給食費の未納が発生したら、教職員から保護者に対しまして迅速に督促を行いまして、未納の習慣化を防いでおります。それでも困難な者に対しては、教育委員会も入りまして、事務連絡をしまして、そういった先ほど説明しました児童手当、就学援助費のときに支払うように交渉して支払っていただいております。以上です。

利根川委員 じゃあ現実的に、年度が終われば未納金というのは出ないということでしょうか。

教育課課長補佐 何件か難しい家庭がございまして、その家庭につきましては子供も多く、未納がなかなか整理ができておりません。そこにつきましては、学校・幼稚園では難しい案件でございますので、教育委員会が主になって整理しております。

利根川委員 はい、わかりました。終わります。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

大舘委員 町税の収納率でですね、先ほど寺嶋議員から現年分について収納率が落ちたという話を聞きました。6月議会ですら、私、機構改革の効果ということで質問させてもらった折に、収納対策員等廃止してですね、職員一丸とな

って収納する…してるので、効果が出てるといようなニュアンスの答弁があったと思います。それでね、4ページの監査委員の意見書の中で、審査における指導事項というもの、その1でね、自主財源の確保と負担の公平性の観点から、滞納者への対応については、状況に応じた効果的・効率的な債権回収を図り、新たな未収を発生させないための対策を講じる等、積極的な取り組みが求められるとしています。本来であれば、その効果が出てればね、こういう意見が出てこないと思いますので。その辺で、先ほど瀬戸君の答弁の中で、県のほうから6カ月か何か、来てもらったのでという話がありましたけども、いろいろ矛盾が答弁とはしている部分があるので、その辺のことを質問します。

税務課課長補佐　ただいまの大館議員の御質問、26年度に関しましては、10月以降、先ほどの私のお答えしたとおりの体制でございます。27年度につきましては、そのまま体制としては変わっておりません。県からの派遣も、ことしはないという状況でございます。どうしても課税の事務が、どうしても前半入ってきますので、7月以降ですね、現年度につきましては、1期で督促を出してもまだ未納になっている方につきましては、1カ月を経過した段階で、一斉に一度催告書を送ったりしていることにも取り組んでございます。それで、27年度…26年度の監査のときにですね、こういったお話でかなり御指摘をいただいた状況でございましたので、それも踏まえまして、27年度、現年も力を入れていかないといけないということで、どうしても限られた人員の中で対応できるというところで、一斉になるべくできるものはすると。ちょっとまだ課内での検討段階でありますけれども、財産調査ですとか、そういったものの強化期間をつくりまして、一斉に全課体制で取り組んでいこうという、そういった取り組みもちょっと予定している状況でございます。27年度につきましては、26年度を下回ることはないようにということで目標にしてやっておりますので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

大 館 委 員　わかりました。ただね、いろいろ答弁された中で、話が矛盾すること。それで今新しく財産…調書をして、調査をしてという話ですけども、それは確かに財源確保の意味では、それは当然やらなきゃいけない部分ですけども、

滞納の件についてね、ただ督促状を出したり催促状を出したりしてますという話じゃないんです。町長答弁の中では、職員一丸となってね、徴収を図りますという答弁だったんで、実際にそれが徴収行動に移されたのかどうかね。その辺で、その結果としてどういう効果があらわれたのかなというのを聞いたわけですけども。その辺はどうなんですか。

税務課課長補佐 効果といたしましては、先ほどお話をしたとおり54件の差し押さえを行って、1,200万円ほどの効果があった。それと加えてですね、訪問して徴収している部分が…ちょっと件数の情報持ってないんですけども、全体で370万ほど訪問した結果、徴収した部分もございます。それが効果…結果ということでございますので、御理解ください。以上です。

大 館 委 員 理解はしますけどね、やっぱり300万ぐらいの効果が出たという話ですけども、滞納額が数千万の単位なんですよ。ですから、やっぱり監査委員が指摘されたように、公平性の観点からね、したら、それでは滞納しないで納税してくれてる町民に対して説明ができないわけじゃないですか。ですから、やっぱり職員が一丸となってね、滞納整理に取り組んでもらって、成果を出していくという姿が見えてないと、監査委員の指摘事項に対してね、納得しましたというようなことは我々は言えないと思うんでね。町民に説明できないと思うので、やっぱりその辺できちっと実行してもらわないといけないわけじゃないですか。だからその辺で、27年度は効果が出るようにというような、そういう意味の答弁だったんで、積極的にですね、滞納整理に向き合ってもらおうような姿勢というのは、どのような対応されるのか、ちょっとその1点だけお聞かせ願えますか。

税務課課長補佐 27年度につきましては、先ほどもお話ししましたとおり、いろんなものの強化月間をつくったりですね、そういったことで対応しようかと思っております。どうしても、今まで徴収に携わってなかった者もおりますので。ことしはその職員も研修に何度か行かせたりですとか、その辺からもですね、意識を高めていこうということで、特に若い職員にはそういった意識を高めてもらうために、そういった研修も実施しております。あと、どうしても国民健康保険ですとか介護保険、そういった別の税目、保険料にも滞納されてい

の方が、同一の方もおりますので、その各課横の連携も深めながらということで、その辺も情報共有しながら滞納整理には取り組んでまいりたいと思います。以上です。

大 舘 委 員 員 よくわかりました。いつか福島県にね、川崎町というところがあるんですよ。そこへ視察に行ったときにね、すごいぼろぼろの庁舎で、たまたま台風のときに窓からはどンドン雨漏りしたり。それでも国からも派遣されて…国からも入るような状態のところで、国の職員も来た。そんな中で職員が一丸となって取り組んだ姿を見て、町民の人たちがね、じゃあこれなら滞納…滞納じゃない。税金はどンドン払いますよというような、そういう姿勢を持たれたというような話はちょこっと聞いたので、やっぱり町民からそういう目で見てもらえるような頑張りを見せていけばね、滞納整理も…滞納されてる方のそれぞれいろいろな事情があると思うんですけども、そういうものを示していけば、効果的に…ただよこしなさい、よこしなさいと徴収するだけじゃなくて、職員がね、そういう姿勢で仕事してもらっている姿を見れば、町民の人たちもね、自然に滞納はなくなるような方向に向かうと思うので、ぜひ職員の皆さんがですね、そういう形で取り組んでいただければ効果は上がるんじゃないかなというふうに考えます。よろしく申し上げます。以上。

委 員 長 よろしいですか。ほかに。

石 内 委 員 員 35ページの水源環境保全税についてお聞きしたいんですが、しばらく水源環境税については触れてなかったんですが、この決算を見ますと、予算に対して300万減ってるわけですね。来年の28年度で一応5カ年が終わるので、それは多分継続されると思うんですけども。この予算づけのですね、裏づけというか、松田の場合でこの水源環境税というのは水源涵養地を主目的にそれを保全しようということでやられてると思うんですが、ダムよりも私は水源涵養地ということが県では重要だということでやってきたはずなんです。そういうことから見ると、松田の場合でこの水源環境税ということでもらう分が、当初の県の計画で5カ年でやってるんで、どういうあれでやってるかわからないですけども、どのぐらいの額をもらえばそれなりの効果があるような裏づけがあるのかどうかね。来年については、そういう裏づけでどうな

るのか。その効果と今後の予定というか、県からもらう枠組みというのを裏づける資料があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長 何課ですか。はい、どうぞ。

政策推進課係長 今御質問頂戴しました水源環境税でございます。ページ35ページで、決算額が2,070万円ということで、予算との300万円の乖離がございます。2,000万円の、まず内訳的なものでございます。これ歳出も絡んでくる部分でございますが、基本には水源環境…そうですね、管財…管財と言っではいけないな。いわゆる町有林の関係で、水源林の整備ということがございます。これが町有地の部分また町有地以外の部分、水源林に指定されてる部分の環境整備、こちらに1,800万円弱ぐらいの歳入が当たってございます。また河川、水路整備、水源一体となる部分としまして、おおむね350万、また地下水保全対策ということで、こちらについて50万、合わせて2,070万円ということで頂戴をしてるものです。補助金…補助金じゃないですね。交付金でございます。最終的には、毎年予算立てというときの中では、町で何をやらせていただく。こういったものの計画に基づいて、最終的にはいただくお金というのは、事業の実績に基づくものでございます。

あと、御質問の今後どこまでという部分につきましては、先ほど申し上げた水源林、そこら辺の整備を各事業で行ってるわけですが、これの中での計画で行ってるものでございます。ちょっと個別具体的に全て、ちょっと私のほうから申し上げられないんですが、一応そのように御理解をいただければと思います。あと、ちょっと大きめの今後の見通しというところは、すいません。ちょっと今御用意している答えがないので、とりあえず今これで一回終わらせてください。

石内委員 確かにすぐ答えられない内容だと思うんですが、来年が最終…5カ年の最終年だとすればね、先ほどから言うように、県全体の水源涵養地がどのぐらいの部分あって、その割合として松田がどの部分なの。それいただける…その対策費として、その金額に合ってるかどうか。非常に難しいあれだからわからないんだけど、私は水源環境税というのは水源涵養地が主体だと。これはもう、そういう…これができたときに、そういう趣旨の説明があったは

ずなんです。ですからそういうことを含めて、裏づけをですね、明確にしていただきたいのと、来年度の予算のときにそういうものがはっきりするように、ぜひよろしく願いして終わります。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。どうぞ。

中野委員 不納欠損について、1点だけお伺いいたします。先日のですね、新聞に、この神奈川県では2010年から4年間において不納欠損が145億円、非常に大きな金額が出てるといことが書かれていました。それで、これの8割が個人住民税であるということだそうです。そこでこの神奈川県ではですね、特別徴収と普通徴収がありますが、事業主に対してね、特別徴収に地方税法上特別徴収によることが義務づけられておるんですが、この神奈川県において、47都道府県ある中で、特別徴収による率がね、低いんですよ。31番目だそうです。31番目。非常に低いということで、神奈川県は16年度中にはこれを100%に持っていきこうと。今75%に満たないんですよ、特別徴収率が、神奈川県。これを100%に16年度中には持っていきこうということで、各事業主をお願いをしているところですが、この松田町では、今特別徴収による率は何%ぐらいか。松田町の事業主さんというのは、小さなところが多いのでね。事業主さんもそれぞれ大変であろうかと思うんですが、事務的にも。何%ぐらいに至ってるのか。それと、16年度の100%に向かったの進捗状況はどうなってるのか。その2点だけお聞かせください。

税務課課長補佐 中野議員の御質問の特別徴収につきまして、まず松田町の特別徴収の実施率でございます。平成26年の当初課税の段階でございますけれども67.2%。神奈川県の平均に比べましても、大分低い状態でございます。県内の順位ですとか、そういったものはちょっとデータがございません。申しわけございません。

それとですね、現在特別徴収義務者といたしましては、26年度1,356の事業所に対して特別徴収の指定を行って徴収していただいている状況です。昨年26年度の取り組みでございますけれども、11月にですね、神奈川県の特別徴収の推進事業の一環といたしまして、税務課長が県の職員とともにですね、足柄上の商工会を訪問しまして、協力を依頼したこともございます。それと、

12月に年末調整の説明会というのがございます。これ上郡の5町で共同開催しておりますが、その席で特別徴収の推進、28年度に決定するというところで御説明させていただいております。それと12月にですね、1,313の事業所、こちらに対しまして来年28年度から特別徴収を完全実施するよという指定の予告といいますか、その案内通知を一斉に発送しております。そのうち町内は78の事業所でございます。どうしてもその通知を送った後にですね、何件かは「何でこんなことをするんだ」とか、そういった御連絡をいただいたりとかもありまして、そういったものにも対応して、県で…県内で、強いて言えば首都圏でみんな一緒にやるんだということで、お話をさせていただいた状況でございます。今年度、これから…これからといいますか、今取り組んでいるんですけども、また今現在普通徴収になっている事業所の絞り込みを行っております、恐らくこちら1,000を超える事業所になるかと思えます。そちらをさらに絞り込みをいたしまして、また来年度に向けた指定予告通知。そして給与支払報告書を提出する際の総括表をお送りすると。年末調整の説明会でもまた周知をします。そういったことを、昨年度を引き続く部分と、さらにちょっと細かい案内文をつけてお送りしたいと思っております。取り組みとしては以上でございます。

中 野 委 員 大変ね、県が目指す16年度中の100%には、ととてもとても、相手もあることですから。ましてや小さな事業主に対しては、事務的な部分も非常に負担が大きいということで、100%に持っていくということは無理であろうかと思えますがね。やはり、しっかりと納税するものと納税をしない…あえてしないと言うとちょっと語弊があるんですが、そういったものとの不公平感がないようにね、しっかりと皆さん、税務課の人たちは大変であろうかと思えますけど、その辺のところをしっかりと今後ともやっていっていただきたい。以上、終わります。

委 員 長 ほかにございませんか。

ないようですので、歳入は終了いたします。暫時休憩します。10時10分から再開いたします。次は46ページから81ページまで行いますので。46から81です。

(9時57分)